

令和元年 12 月（令和元年度第 9 回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和元年 12 月 19 日（木曜日）午後 3 時 00 分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員（15 名）12 番欠番

委員	1 番	坂 口 利 邦
委員	2 番	内 倉 孝 子
委員	3 番	富 永 浩 二
委員	5 番	中 嶋 睦 巳
委員	6 番	中 村 重 治
委員	7 番	上 岡 ヒトミ
委員	8 番	永 野 易 美
委員	9 番	大 窪 輝 則
委員	10 番	藤 井 勇 次
委員	11 番	福 田 智 浩
委員	13 番	冷 水 正 行
委員	14 番	吉 永 良 行
委員	15 番	福 園 幸 雄
会 長	16 番	鶴 岡 和 喜

4. 欠席委員 4 番 白 田 利 秋

5. 議事録署名委員 13 番 冷 水 正 行 14 番 吉 永 良 行

6. 議 題

議案第 33 号	農地法第 3 条許可申請の件について
議案第 34 号	農地法第 4 条許可申請の件について
議案第 35 号	農地法第 5 条許可申請の件について
議案第 36 号	農業振興地域整備計画変更の件
議案第 37 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画案の件について

7. 協議・報告

- 1 農地利用集積計画の解約について
- 2 あっせん委員の選任について
- 3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 有田 稔 事務局次長 一松敬一 係長 有留幸弘

10. 農地利用最適化推進委員 15 名出席（銭貫推進委員欠席）

11. — 閉会 —

第9回定例総会 会議の概要

【午後3時00分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和元年度肝付町農業委員会第9回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」御着席ください。</p> <p>本日の農業委員の出席は、15名中14名です。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本日は最適化推進委員の皆様にも出席を依頼し、銭貫推進委員が欠席届があり15名が出席です。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、13番の冷水正行委員と14番の吉永良行委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第33号から議案第37号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、早速議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第33号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第33号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は4件の申請です。全て所有権移転で売買が4件です。売買の4件の内訳は、田が6筆で8,794平方メートル、畑が2筆で952平方メートルであります。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が波見字〇〇 〇〇〇番〇、畑が1筆で449平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が前田字〇〇 〇〇〇番〇、田が1筆で2,588平方メートルです。</p> <p>整理番号3番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が後田字〇〇 〇〇〇番外1筆、田が2筆で2,967平方メートルです。</p> <p>整理番号4番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇市の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番外3筆で、田が3筆計で3,239平方メートル、畑が1筆で503平方メートルです。</p> <p>以上、4件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件な</p>

事務局	<p>ど農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありました。1番から4番まで4件の申請です。お目通し下さい。</p>
議長	<p>それでは、4件の申請について審議します。異議、意見等ありませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、議案第33号農地法第3条許可申請の4件の申請については、申請どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして2ページをお開きください。議案第34号農地法第4条許可申請の件「4-1-5」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第4条許可申請の件「4-1-5」についてご説明いたします。</p> <p>申請人が、肝付町後田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申請地が肝付町後田字〇〇〇番〇の一部、畑で1,466平方メートルのうち520平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅で、現在借家住まいであり、手狭になったことから、申請地に持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。農地の区分は第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇保育園の交差点を右折して、〇〇振興会へ向かうと集会所がありますが、その先を左折し、約300メートル進んだところの右手に申請地があります。配置図については、520平方メートル分を分筆して、奥に居宅を建てて、手前に駐車場を設けるといふことで、浄化槽の排水は西側の町道側溝に流すように計画されています。なお、申請面積が一般住宅の転用面積の目安である500平方メートルを超えていますが、西側法面が境界になっており、使用できない部分が21平方メートルあり、有効利用面積が500平方メートル未満になる内容の理由書も添付されています。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>はい、「4-1-5」について、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願ひいたします。はい、大窪委員。</p>
大窪委員	<p>9番、大窪です。「4-1-5」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>12月16日に永野委員、私、事務局2名、申請人の立ち会ひで調査を行いました。この申請地の畑は、親の家の隣にある畑でありまして、排水も西側の道路に側溝が入っておりまして、家を建てても周囲には何も影響は無いと思われまふ。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。以上です。</p>
議長	<p>はい、ご苦勞様でした。只今、「4-1-5」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議いたします。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、異議なしということですので、議案第34号農地法第4条許可申請の件「4-1-5」については、町委員会としては許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。つづきまして3ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第35号農地法第5条許可申請の件「5-1-27」について、事務局が説明いたします。</p>

事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-27」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、〇〇都〇〇区〇町〇丁目〇番〇8号、〇〇〇〇さんです。譲渡人が肝付町新富〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇、畑で79平方メートルです。</p> <p>転用目的が通路にしたいということで、〇〇〇番の土地が公道に接していないため、申請地を進入用通路として利用したいということで申請が出ております。農地の区分が第1種農地の既存施設の拡張に該当いたします。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇自動車方面へ向かいますと、そこから約250メートル進んだところを、〇〇地区公民館方面へ右折しまして、さらに約100メートル進んだところの右手に申請地があります。配置図については、〇〇〇番の土地にすでに太陽光発電施設が設置されておりますけれども、袋地になっていることからそこへ行くための管理用の通路を約5メートルの幅で整備したいということです。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-1-27」についても、2人の委員が現地調査をされておりますが、白田委員が欠席されておりますので、富永委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
富永委員	<p>4番、富永です。「5-1-27」について、現地調査の報告をいたします。</p> <p>場所については今事務局の方で説明があったとおりでございます。本人は〇〇ということで、出席はされませんでしたけれども、〇〇行政書士さんが来られました。私と白田委員と事務局が現地調査をしたわけですけれども、誰が見ても何ら問題のあるような場所では無いし、ただ入り口の通路がほしいということで畑を通路にしたいということでございます。特に問題もありそうでありません。皆様のご審議をよろしく願います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。只今「5-1-27」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議いたします。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、異議なしということですので、議案第35号農地法第5条許可申請の件「5-1-27」については、町委員会としては許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。つづきまして4ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第35号農地法第5条許可申請の件「5-1-28」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>農地法第5条許可申請の件「5-1-28」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町後田〇〇〇番〇、〇〇〇〇さんです。譲渡人が、肝付町後田〇〇〇番〇、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町後田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で86平方メートルです。</p> <p>転用目的が一般住宅を建てたいということで、現在、実家で両親と同居しているが、建物が老朽化してきており、立て直すための配置を考慮した際、どうしても申請地が必要になったということです。農地の区分は第1種農地の集落接続施設に該当します。</p>

事務局	<p>場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと〇〇がありますが、そこから約 270 メートル進んだところを左折いたしまして、さらに約 80 メートル進んだところにある〇〇自動車のとりに申請地があります。配置図については、既存の宅地部分の駐車スペースと住宅の配置を考えたときに、どうしても住宅部分が宅地内に収まらず、畑にはみ出してしまうことから、86 平方メートル分を分筆して転用したいということです。なお、浄化槽の排水等は南側の公共側溝に流すように計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、「5-1-28」についても、2 人の委員が現地調査をされておりますが、永野委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
永野委員	<p>8 番、永野です。「5-1-28」の現地調査の報告をいたします。</p> <p>申請地は先ほどありましたように、後田〇〇の〇〇〇番〇でございます。12 月 16 日に、大窪委員、鶴岡会長、私、申請代理人の行政書士さん、事務局で現地調査を行いました。場所は先ほどもありましたが、〇〇の所から〇〇町の方に向かひまして、右側にグループホーム〇〇があります。そのところを左に曲がりまして、入って行きますと〇〇自動車がありますが、その先を右折して少し入ったところの場所になります。申請地の敷地の南側に道路が接しております。排水につきましては事務局からありましたが、南側の道路に暗渠の排水路が設置されておりましてそちらに流すということでもあります。周囲は住宅が立ち並んでおり特に問題はないかと思われました。</p> <p>皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労様でした。只今、「5-1-28」について、現地調査の報告がありましたが、この件について審議いたします。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、異議なしということですので、議案第 35 号農地法第 5 条許可申請の件「5-1-28」については、町委員会としては許可相当との意見を付して県に進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして 5 ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第 36 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-5」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 36 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-5」について説明いたします。</p> <p>申請人が肝付町前田〇〇〇番地〇、〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇、畑で 400 平方メートルとなっています。用途につきましては、一般住宅と駐車場を整備したいということで、現在、借家住まいであり手狭になったため、申請地に持ち家を建築し永住したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分は用途区分変更後が、第 1 種農地の集落接続施設に該当致します。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと〇〇がありますが、そこを左折し約 1 キロメートル進んだところの〇〇の先を右折いたしまして約 30 メートル進んだところの左手に申請地があります。配置図については、奥に居宅、</p>

事務局	<p>手前に駐車場を整備し、浄化槽等の排水は北側の町道側溝に流すように計画されています。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>はい、「変-1-5」についても、2人の委員が現地調査をされております。藤井委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>
藤井委員	<p>10番、藤井です。「変-1-5」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>調査委員は私と、上岡委員、そして事務局でしたが、申請人の〇〇さんが、丁度お母様が亡くなられて葬式の日ということで、お嫁さんの方の祖父の方がおこしでした。そして行政書士の方が立ち会いのもと現地を調査いたしました。地図を見られると色付けがしてありますが、その半分の北側が申請地ということです。私の土地の隣地にもなっているのですが、北側の方に町道が通ってしまして、側溝がありますので隣地等に対する水等の被害もないのではないかと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>はい、ご苦労さまでした。「変-1-5」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>「異議なしとの声あり」</p>
議長	<p>はい、それでは異議なしということですので、議案第36号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-5」については、町委員会としては許可相当としての意見を付して進達することに決定しました。</p> <p>つづきまして6ページをお開きください。</p> <p>つぎに、議案第36号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-6」について、事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第36号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-6」について説明いたします。申請人が〇〇市〇〇町〇〇〇番地〇、株式会社 〇〇商事 代表取締役 〇〇〇〇さんです。申請地が、肝付町富山字〇〇 〇〇〇番〇外22筆、畑で29,418平方メートル、宅地等を含めた全体面積32,419平方メートルとなります。用途につきましては、店舗と駐車場にしたいということで、申請地を借り受け、遊技場を建設したいということで申請が出ております。</p> <p>農地の区分は除外後が、第1種農地の農業従事者就業機会増大寄与施設に該当すると思われまます。</p> <p>場所につきましては、役場から〇〇方面へ向かいますと、大隅縦貫道沿いに〇〇〇がありますが、その南側に約3ヘクタール広がる畑地帯が申請地になります。配置図については、申請地中央に店舗を建て、周辺に1,105台分の駐車場を整備いたしまして、申請地南側に防災用調整池を設けて、町の排水施設に流す計画であり、これまで以上の水量が流れ込まないように配慮し、流量を調整するというものであります。それから別紙で皆さんにこの案件につきましては、ちょっと見にくいですので、2枚のカラー刷りの図面がお配りしてありますので、それも参考に審議して頂ければと思います。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします</p>
議長	<p>はい、「変-1-6」について、6人の委員が現地調査をされております。福田委員の方で現地調査の報告をお願いいたします。</p>

福田委員	<p>11 番、福田です。「変-1-6」について現地調査の報告をします。場所等は先ほど事務局が言われたとおり、〇〇の信号交差点の〇〇がある南側が、3 町歩程はいる予定です。場所等につきましては、問題は無いように思われるのですが、何せ面積が広いもので、これの排水、水のことを考えたときに、今現状畑ではあるのですが、そこから道路等に流れ出る水の量は道路の方にながすと、あとは今この大きなカラー刷りの図面で言えば、防火調整池が書いてあるのですが、敷地内の水はこの調整池から、カラー刷りの 2 枚目のところに青い線で 1, 2, 3, 4, 5, 6 と川まで引いてある、この排水路に流して川の方まで流すということなのですが、この 1 から 2 の場所の面積分を、排水施設が対応しきれるかということが、一つの問題でありまして、1 から 2 に並行して農道も走っているのですが、この農道にも排水の側溝がなく、無いということをお伝えしたら、ここの農道ももしかすれば改修工事して、そこにトラフを付けて道路の方に付けましようかという話もありました。道路にくっ付けた場合、これがまた一つ問題があって、〇〇の基幹道路ですが、ラーメン屋さんから〇〇さんの方に抜ける道路が、今年の大雨で山が崩れたところがあるのですが、そこがいま県の方が、排水の見直しで、もう少し大きな排水を設けようかと設計しており、いま工事をしようかしないかというところまできているのですが、これを〇〇さんの方の流末に流してしまえば、また、そこも見直していかないといけなくなるのかなという問題も出てくるのではないかなと思います。水に関しては以上ですね。あとは申請地が 3 町歩程と面積が広いものですから、一つ考えられることが、〇〇地区で、畜産農家で頑張っておられる方がいらっしゃいますが、その飼料畑が 1 町歩程そこにはまっています。〇〇地区は何せ畑が少ないものですから、その方の飼料畑も無くなると、そうするとちょっと死活問題なのかなという懸念もあって、色々私的にも本人さんとも相談をしながら動いていますが、いま〇〇建設さんが、サツマイモが不調なもので、〇〇の畑を戻そうかというようなことがあり、その畑を借りられないかなという話にはなっているのですが、そこもどうなるかがはっきり分からないところです。色々問題があるところではあるのですが、どうしたらいいものかですね、皆さんのご審議をよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「変-1-6」について福田委員から現地調査の報告がありましたが、皆さんの意見を聞いてみたいと思います。ご意見等はございませんか。 はい、坂口委員。</p>
坂口委員	<p>1 番、坂口です。用地買収はもう済んでいるのですか。</p>
議 長	<p>買収ではなく借地になるようです。 はい、富永委員。</p>
富永委員	<p>3 番、富永です。 遊技場というのは何ですか。</p>
議 長	<p>パチンコ屋さんです。現地調査時点にも 6 人の委員から、色々意見が出ましたけれども、なかなか難しい案件でありまして。他には意見はありませんか。 はい、永野委員。</p>
永野委員	<p>8 番、永野です。防災調整池は 2,000 立米ということでしたか。</p>
議 長	<p>事務局どうですか。</p>
事務局	<p>2,000 トンということです。</p>
議 長	<p>はい、前原推進委員。</p>

前原推進委員	もう少し申請内容を詳しくお願いします。
議 長	はい事務局。
事務局	<p>この案件はですね、書いてありますとおり、農業振興地域整備計画変更に関することでありまして、これに対しまして農業委員会が町に対して意見を進達するという形になります。許可ではありませんまだですね。この案件につきましては、いろんな関係法令が絡んできます。規模が大きいですので、今の進捗状況を言えば、絡んでくるのが都市計画法、風営法、それから農地法ですね、それからいろんな関係する法令が出てくるのですけれども、それにつきましては、町の農業振興課や企画調整課など、関係のある課とは調整中でありまして、協議中でありまして。その中で、農業委員会といたしましては、今そこに書いてありますけれども、ここが第1種農地であり農振農用地内になるということで、いまのところ農振農用地内にこれが計画されているということで、その農振農用地から外すことについてどうかということで、町から意見をもとめられているところです。農業委員会としては、今後、農地転用の申請が出てきたときには、第1種農地の中の不許可の例外として、ここに掲げてある農業従事者就業機会増大寄与施設という、この不許可の例外にあてはまるしかないということで、これに該当するかどうかということを判断して行かないといけないのですけれども、就業機会の増大に寄与するか否かは、許可申請の段階において、雇用計画及び雇用協定を明確に定めた協定書で農業従事者の雇用が確実に認められる場合であり、雇用されることとなる者に占める農業従事者の割合が3割以上であるか否かをもって判断されることになっております。</p> <p>そのようなことで、この要件を満たすには、まず、雇用協定書を町と事業主が結ばないといけないということになります。この雇用協定書の中で、従業員の中の3割以上を農家世帯から確保するという条件をお互いに交わしたうえで、それをちゃんと確保できるという見込が立てば協定を結べることになってくると思いますが、いまその協定に向けて事業主の方は3割の確保ができるかどうかの世帯のアンケートなど色々調査を進められて、協定を結べる段階になっているというようなことのようにです。進行中ですね、そういう状況であります。農振除外に持っていくということになれば、転用の見込みがあるかどうかということになりますので、農業委員会としては、今回調査をしたうえで、排水設備、雇用協定など色々な一般基準といわれるものがクリアされるかどうかということが審議の内容になってくると思います。そのような観点から意見をまとめて頂ければと思います。事業主の方は色々な法令等の絡みについては、調査なり協議を進めていらっしゃるというような状況であります。以上です。</p>
議 長	はい、色々な意見を皆さん、持っていらっしゃると思いますけれども、この前の調査委員の方々も、それぞれに考えをお持ちだと思います。何せ面積が広いということもありますので、ご意見はありませんか。 はい、富永委員。
富永委員	いま事務局から説明がありました、各法令という中に、例えばこの遊技施設を造るというものに対し、肝付町にどれくらいの許可権限があるとか、というような法令のようなものは無いのですか。人口割とか。
事務局	肝付町にそういう人口割とか、そういうことで持ってくるという内容はないの

事務局	<p>ですけれども、事業計画書では事業主から出されているのは、これだけの面積が必要であるという理由ですが、面積の妥当性ということで、上げられているのが、大隅地域でこの場所で施設を設置した場合には、商圈人口として考えていらっしゃるのが11万6千人で、〇〇市を含め大隅地区管内を見ていらっしゃると思いますけれども、そういった方々を対象にこの遊技場を建設するとしたときに、千台規模の遊技台を設置したいということで、申請されているところであります。</p> <p>また、そういうものを造るものに対しまして、来られる方々が、ほとんどこちらの方は、車で来られる方々が多いということで、遊技台数なりの駐車場を確保すべきであるというような考えで、申請面積がどうしても必要だというようなことで申請されているところです。</p>
議長	他には。 はい富永委員。
富永委員	<p>それから、農家から3割ですか。従業員を募集したいというような計画があるということですが、いま農家は人手が足りない、農家人口が少なくなっているという中で、若い人たちを3割も農家から引き抜くというのは、ますます肝付町にとってマイナスではないのかなと私は思うのですが、皆さんはどう思われるか分かりません。</p>
議長	他にありませんか。 はい、永野委員。
永野委員	この前の現地調査での説明では、3割は〇〇地区の農家から一応は募るけれど、地区の農家からの希望が少ない場合は募集範囲を広げるというようなことでした。
富永委員	もし農振除外が許可になったあと、転用については色々な条件が満たさなければ、県が許可をする保証はないのでしょうか。
事務局	<p>そうですね、一応、農業委員会が町に意見を進達したあとに、また農振サイドとしては、県と協議して判断して行くと思うのですが、除外相当の案件かというのは、町の方で検討し判断していくことになります。なお除外の手続きが全て終わった後に、開発許可行為とかもありますので、そういった絡みも出てきますので、今のところ何とも言えないところです。先ほどもありました雇用協定の方ですが、3割は農家世帯からというのが条件になってくるのですが、この不許可の例外の案件としましてですが、ただ雇用協定を結ぶ中で、町側の方に、肝付町内でどうしても3割の雇用が見込めないと事業主が申し出た場合、もう少し範囲を広げて近隣市町から求めてもいいというような形で、雇用協定で謳って、3割を確保すれば雇用協定としては条件を満たすとする考えられます。農地法の判断の中でも、そういった範囲を広げてもいいということは書いてありますので、いずれにしろ農家世帯から3割以上は確保しないとイケないということが条件になってくると思います。</p>
議長	他に意見はありませんか。 はい、藤井委員。
藤井委員	<p>10番、藤井です。現地調査の時に関係者の方から話を聞いたところなのですが、先ほど福田委員の方からありました、水等の流れですが、この地図の1枚目を見て頂きますと、中に道路が通っていますよね、横と縦ですが、この道路は3メートルから4メートルの町道ですが、これを申請地の中を3メートルほど拡幅して、側溝を付けるということで、それに雨水を流すということですが、</p>

藤井委員	<p>も、縦の道路も 7 メートル道路で書いてありますが、道路は倍ほど広げてやるということで、雨水等の排水の関係も聞いたわけですが、申請人の方としては排水計画を練って、いずれにしろ県に上げていくということで、流水末の関係について県で評価をして頂いて、それが認可されるか協議していくと言われましたので、いま事務局が言われたその方向ではないかと思います。そのような条件整備が図られれば、この整備計画変更の件については同意しても良いのかなと、私し個人的には思います。</p> <p>只、あとは関係法令等の手続きが揃わなければ、転用の許可申請に進めないわけですから。それから土地のことについて聞いたのですが、もう契約等はされているのかどうかも尋ねたのですが、それについては、段階は踏んでいるということでしたので、覚書等はされているところだろうとは思いますが。以上です。</p>
永野委員	<p>30 年契約で貸借するというようなことでしたね。それから、〇〇が出来てますよね、あそこについての手続き等についてはどの様になされたのか、分かれば伺いますが。</p>
議 長	<p>事務局どうですか。</p>
事務局	<p>〇〇のところは農地であれば、あそこも多分 1 種農地だろうと思っておりますので、今回と同じく不許可の例外の農業従事者就業機会増大寄与施設で許可が出たのではないかと思います。あそこは店舗で従業員も多いですので、今の事務局の職員は、その時には誰もいませんでしたので内容までは分かりません。</p>
議 長	<p>私はその時にいましたけれども、あの時はやはり排水のことが出ましたね、農地が 7 反歩ぐらいでしたから、いっぺんに舗装をされると、雨水等の排水が国道の方に流れ込むということで、それで〇〇集落の方に流そうとしたら流させないということがあったみたいですが、それで建物の地下に貯水タンクを造って、一時そこで溜めると、半年ぐらいそういう関係でもめたみたいですが、最終的には、やはり笠之原の方に流すということで、許可をもらったみたいなことでした。</p>
議 長	<p>はい、他にありませんか。 はい、中村委員。</p>
中村委員	<p>6 番、中村です。こういうのは 20 年、30 年と契約するわけですよ。いま畑の地価というのは、現状、高いところで反当 20 万というのはちょっと無理で、10 万ちょっと、というような現状の相場ですけれど、借地料として、今度の話は 1 年間でいくらかは、はっきり聞きとれなかったのですが、〇〇とかパチンコ屋さんがありますあの辺りで、高いところは 1 年間、1 反歩 20 万といわれるのですよ。ということは 1 反の畑の評価としたとき、借地料の方がいま高いのですよね、たとえ 20 万しなくても、それ相当 20 年も 30 年も契約できるわけでしょう、それを傍から反対、反対ということも出来ないでしょう。それを考えたときには、やはり地域や地権者側により良い方向に進めて行かないといけないと思います。ただ排水の問題にしても、雇用で何人か使ってもらえるとしても、やはり基になるのは地主さんとの契約の話がまず第 1 ですから、そこらから考えたときに、われわれ農業委員会はどこまでのことについて審議すればよいのかということを考えて行かないと、あとになって土地利用についての死活問題が出てくるのではないかと思います。</p>

議 長	他にはないですか。 はい、冷水委員。
冷水委員	13 番冷水です。今回の申請地は、いま全て耕作されて荒地は何もないのですか。
議 長	荒地はほとんど無いですが、宅地が一部あります。
冷水委員	〇〇のところは、肝付町と鹿屋市の境界をまたがって総面積は 2 ヘクタールぐらいだったと思います。
議 長	あそこは建物部分を肝付町のところに建てるということで申請があり、肝付町の農地の部分が 7 反歩くらいでしたね。
冷水委員	〇〇のあそこは、町境で竹が生い茂り相当荒れ地だったと思います。
議 長	他にご意見はありませんか。 はい、それでは色々なご意見がありました。農業委員会としての意見をまとめたいと思いますが、各関係法令等の手続きが関係機関と十分に協議がなされ整ったうえで、特に農業従事者の 3 割以上の雇用の確保の内容を満たす雇用協定書が事業主と肝付町との間に締結され、第 1 種農地の不許可の例外である農業従事者就業機会増大寄与施設の要件を満たされれば、農業振興地域からの除外はやむを得ないとの意見を、町長に進達するというところでよろしいでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは 異議なしということですので、議案第 36 号農業振興地域整備計画変更の件「変-1-6」については、町委員会としては、各関係機関との調整、法令等の手続きが整い、第 1 種農地の不許可の例外の要件を満たされれば、農業振興地域からの除外はやむを得ない旨の意見を付して、町長に進達することに決定しました。 つづきまして 7 ページをお開きください。 つぎに、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、令和元年 12 月分について事務局に説明をお願いします。
事務局	議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の 12 月分につきまして説明いたします。 まず、1 番の所有権移転です。内之浦地区はありませんでした。高山地区が、田が 1 件の 2 筆で、1,000 平方メートル、畑が 1 件の 1 筆で、978 平方メートルです。詳細は次ページに掲載してありますが、1 番が 10 月のあっせん申込分で、2 番が先月のあっせん申込の分が成立したもので、いずれも認定農業者に売買が成立したものです。 つづきまして、2 番の利用権設定ですが、内之浦地区は、新規設定はありません。再設定で田が 3 件の 12 筆で 13,298 平方メートル、畑が 1 件の 2 筆で 2,396 平方メートルです。高山地区は、新規設定で田が 3 件の 3 筆で 1,638 平方メートル、畑が 8 件の 12 筆で 14,745 平方メートル、再設定で田が 4 件の 7 筆で 6,722 平方メートル、畑が 4 件の 16 筆で 25,558 平方メートルでした。 肝付町全体の合計ですが、田が 10 件の 22 筆で 21,658 平方メートル、畑が 13 件の 30 筆で 42,699 平方メートルでした。詳細につきましては、9 ページに内之浦地区、10 ページから 11 ページに高山地区が掲載してございます。 以上、よろしくお願いいいたします。

議 長	はい、それでは所有権移転の案件から審議します。今月は所有権移転が 2 件あります。 2 件ともあっせんが成立したものであります。先ずはお目通しをお願いいたします。
議 長	はい、それでは審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、1 番の所有権移転の 2 件については、許可することに決定しました。 つづきまして、利用権設定に入ります。 内之浦地区 3 件、高山地区 19 件あります。お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは、まずは内之浦地区の 3 件の申請分から審議したいと思います。お目通しください。
議 長	3 件の申請について、異議、意見等ありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の 3 件の申請分につきましては提案どおり許可することに決定いたしました。 つづきまして、高山地区の 19 件の申請分に移ります。再度お目通しをお願いいたします。
議 長	それでは、高山地区の 19 件の申請について審議します。 番号の 10, 11, 12 番に福田委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、まずはこの案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いいたします。(福田委員退席)
議 長	それでは利用権設定の 10, 11, 12 番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは異議なしと認め、利用権設定の 10, 11, 12 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(福田委員入室・着席) つづきまして、10, 11, 12 番を除く 16 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	異議なしということですので、高山地区の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。 以上で議案第 37 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の件を終わります。議案については以上で終了しました。 つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。12 ページをお開きください。 報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」12 件あります。解約理由は、貸し手、借り手の都合、所有権移転によるものです。合意による解約が成立したものです。お目通しをお願いいたします。 それでは、この件についてご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】

議 長	<p>なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約通知について、通知がありました 12 件分の確認を終わります。つづきまして、13 ページをお開きください。</p> <p>つぎに報告・協議、2 番のあっせん委員の選任について、あっせん申し出が 3 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。</p> <p>まずは「あ-1-32」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-32」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町野崎〇〇〇番地〇、株式会社 〇〇〇〇です。</p> <p>申出希望地が、肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇外 16 筆、地目・面積は、田が 17 筆計 17,264 平方メートルです。あっせんの種類は借り受け希望であります。</p> <p>希望価格については、場所によって 10 アール当たり 6,000 円と 10,000 円の価格の希望で借り受け期間は 5 年となっています。</p> <p>場所につきましては、13~14 ページに見取り図が掲載してございますが、野崎地区 1 筆・新富地区 5 筆・前田地区 6 筆・後田地区 5 筆となっております。いずれも、遊休農地となっているようです。担当委員につきましては、事務局で場所・名義人等の確認をお願いいたします。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは「あ-1-32」のあっせん委員ですが、地区が広域になっていますので、地区ごとに委員をお願いしたいと思います。野崎地区を内倉委員と坂口委員。新富地区を白田委員と富永委員。前田地区と後田地区を中村委員、福田委員、永野委員、私鶴岡でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-33」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-33」について説明いたします。</p> <p>申出人が肝付町後田〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申出希望地が後田字〇〇 4 〇〇〇番外 2 筆、畑 3 筆計で 5,921 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類が譲渡希望で、希望価格は周辺相場となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会近くに〇〇池がございますが、ここから西へ 350 メートル行きまして、右折いたします。そこから 300 メートル行った所になります。以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、それでは「あ-1-33」のあっせん委員に、地区委員の大窪委員と永野委員をお願いいたします。</p> <p>つづきまして、「あ-1-34」について、事務局に説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「あ-1-34」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇市〇〇町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんで、申出希望地が前田字〇〇 〇〇〇番外 3 筆、畑が 4 筆計で 5,665 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は貸付希望で、希望価格、期間は要相談となっております。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会近くの〇〇さんから南へ 300 メートル、ここから西へ 250 メートル行った所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは「あ-1-34」のあっせん委員に、地区委員の藤井委員と上岡委員をお願いしたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、以上であっせん申出に係る 3 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p>

議 長	つづきまして、16 ページをお開きください。 報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。
事務局	はい、それではあっせん申出に係る整理について、16 ページから 18 ページに、譲渡、貸付、借り受け、譲受希望分の未成立分の積み残しをそれぞれ載せております。12 月は新規のあっせん申出が 3 件で、只今あっせん委員を決めて頂いたところです。18 ページ借り受け希望の今月申し込みのありました 32 番につづきまして、白抜き部分が 1 筆ありますが、この農地については、今年の 4 月に譲渡希望であっせん申し出が出ている農地になるようです。今回、借り受け希望の農地に出てきているようですので、あっせん委員の方はそれとの関連も含めてあっせん活動をお願いします。 成立したものについては随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、あっせん委員になられている方で気づかれた点がありましたらお知らせください。 あっせん申出の整理につづきましては、以上で説明を終わります。
議 長	それでは、ただいま農地移動適正化あっせん申出の整理関係について、説明がありました。質問はありませんでしょうか。
	【なしという声あり】
議 長	ないようですが、未成立分がまだ多く残っておりますので、あっせん委員になられている方は、再度ご確認いただき、活動を引き続きお願いいたします。 つづきまして、その他に移ります。何かありませんか。
	【なしという声あり】
議 長	それでは無いようですので、次回の農業委員会定例総会は、1 月 24 日(金曜日)に予定しておりますのでよろしくをお願いいたします。 それでは以上で、12 月の定例総会を閉会いたします。

<午後 4 時 35 分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和元年 12 月 19 日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 冷水 正行

委 員 吉永 良行